

第七回 参議院大蔵委員会會議録第二十五号

昭和二十五年三月十六日(木曜日)

午前十時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員会を開会いたします。

本日は先ず所得税法の一部を改正する法律案について御審議を願います。御質疑のおありの方は御質疑を願います。

○油井賢太郎君 この際局長にお伺いして置きたいのですが、所得税を改正して大分税が軽減せられるというようなお話もなされておるようですが、国民所得の算定が三兆二千億というような基礎で以て所得税も御算定なさつたと思うのです。併し、この国民所得は、今の政府は物価低落の方向に向うというし、又全体的にも低落しておる現状ですが、実際三兆二千億の所得を基礎としてこういう税制をお拵えになつて辻褄が合うのですか、その点についてお話願いたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 所得税につきましても、歳入見積りの基礎といつたしまして、国民所得を直接は採用いたしてないのをごさいます。二十三年分の課税の実績額を基にしまして、それに対して、それ／＼生産、物価、雇傭、賃金等の指数を適用しまして、課税所得を算定いたしておるのがあります。その賃金、物価、雇傭、生

産等の伸びし方につきましては、大体国民所得と同様な方法で若干所得の計算が違ひますので、違つたことをやつておりますが、大体におきまして同様な方法で伸ばしておるのであります。そういう意味におきまして、従いまし

て所得の見積りにつきましては、大体昨年九月の物価水準等を基にしまして、その水準が大体において横這いする、生産は若干増加する、米価につきましてはパリティを相当に引上げる予定になつておりますので、秋作は百六十八、春作は百六十四という、それぞれ農産物の価格になるということなどを算定いたしまして、所得を見積つて計算いたしておるのであります。従いまして二十四年度分に比べますと或る程度の増加を見積つておることになるのであります、そういう所得を基にしまして、改正税率は算定いたしたのでございます。

現状といたしましては、いろいろ問題があるようでござりますが、政府の政策としましては、飽くまでもデフレーションの線を進もうという事になつておるのでありますから、大きな差はないものと、若干の差等はあると思ひますが、大勢としては大体そのようなことになるのではないかと、又さようなことに政策を進めるといふことにしなければならぬように私は承知いたしておるのでございます。従いまして、その大きな狂いは出ないものと考へますが、大体状況の変化次第で相当自然減収或いは税目によつて自然増

収がある、全然ないということは申上げかねるわけでありまして、現在といたしましては、このような見積方法が正しいのではないかと、かように考へておるのでございます。

○油井賢太郎君 これは或いは国税庁長官にもお出でを願つたときの方がよいかも知れませんが、実際地方の税務署あたりの話を聞いて見ますと、こういう税率なんか幾ら変更しても、大体上の方からちゃんと指令が来ておつて、この見当というふうな、いわゆる所得税なら所得税は幾ら取るというふうな指図によつて我々は動くのであつて、税率なんかどう変更されても大差ないのだというところを實際言つておるのです。それでそれに合せて末端の方では取るというところになるのです。それが又結局国民に対して苛酷請求というふうな感じを抱かせるのです。もう少しこの点は局長あたりがお考えになつておる正しい考え方を末端まで行き互らせるという方策はお探りになれないものでしょうか。殊に地方によつては今日デフレーションと申しますが、これは實際はデフレです。デフレ様相を示して、いろいろ業種によつて、例えば織物のごときものは、極端に現在混乱状態にまで陥つておる悲境の状態になつておる。そういうふうなところの地域については、幾ら末端の税務署で、所得税なら所得税を確保しようとしても取れつこないというのが実情です。ところがそれにも拘わらず、やはりいわゆる徴税機構の末

端の方では割当てられた分だけは何とか責任を果さなくちやならんというやうな気持ちからしてまあ無理な課税をするというやうなことが行われるのです。これについてもつと実情に即応した方策は取れないものでしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の油井委員のお話、誠に御尤もな点でございまして、私共今お話になりましたやうな弊害を根本的に一つ改めるというのを、最大の実は改正の目標にもいたしておるのでございます。従来からと雖も、私共決してそういう趣旨で税務を運用しておつたわけではないのでございまして、飽くまでも税金というものは、やはり税法に従つてやる。ただ目標等につきましては、非常に経済の混乱期に際しまして、一体どれくらい税金が入つて来ておるのか、税務官庁もどれくらい勉強しておるのか、全然見当がつかないやうな事態に一時なりまして、一定の予想といひますか、予定を立てまして、それに対して実績がどうなつておるかということによつていろいろな指導をするということをしてきたのでございまして、それとて最初からたび／＼申上げておきますやうに、納税者に対しては無関係である。納税者に対しては法律のみが唯一の税務官吏の基準、拠りどころであるということ指導して参つたのでござい

ますが、なか／＼實際問題としましてはお話のような結果があらちこち出て参りましたので、シャープな警告にもござ

いますように、いわゆる目標というやうなことを決めて、税務署を監督するという制度は全然全廢することに今年度からいたしましたし、又今後におきましては厳に避けて参りたいと考へておるのでございます。飽くまでも税法に従ひまして、正しい所得を計算して、所得が現実に減つた場合には、勿論減つた所得によりましてやりますし、反対に所得が多い場合におきましては、どうも税率が無理だから或いは納めにいくからというやうな、単純な、極めて生温い温情で、税金をい

加減に算定するといふやうなことは是非一つ止めることにいたしたい。殊に今度の改正税法はそういう点におきまして、いろいろ改正を加えております。所得税の最高税率を五五％といたしましたのも、実はそういう關係が相当強く考へてゐる一つの点でござい

ます。それから事業所得税等につきましても、勤勞所得は従来二割五分控除、事業所得は所得を控除してはなかつたのであります。いづれも勤勞所得も事業所得も、とにかく税法通りの所得を査定しまして、納税者もそれで申告して頂きます。正しくところを見るわけでありまして、法律並びに法律に基きますいろいろな規則というものが唯一の実は課税、納税の基準でありまして、予算額目標額等の類によりまして、實際の個々の納税者の課税というものは左右するべきでない。これは私はこの際重ねて申上げて置きますが、まあさうに考へております。尚

この点につきましては、国税庁の方に
おきまして末端に對してたびたびそ
の徹底を図つておられますが、尙お話の
通り十分でないところはありますのでご
ざいます。これは思ひまするに、税
務官吏がいろいろ調べて納税者に
對して十分根拠のあることが説明でき
ないで、そういう場合に逃げ口上とし
て、そういう卑怯な言辭を弄して、こ
れが相当多いようでございます。こ
れは誠に遺憾なことでございます。飽
くまでも納税者に対しては自分の調べ
たところが正しいという十分な説明を
して納得せしめて税金を納めさせると
いうことに行かなければならない、で
又私は是非税務官吏につきまして、
そういう能力のあるように、一つ育て
上げるということ、役所の方におき
ましては鋭意努力いたしまして、お話
のような弊害を一刻も早く払拭いたし
ますように努力したいと考えておる次
第であります。かように御了承願いた
いと思ひます。

○油井賢太郎君 それで先程の国民所
得と税の關係ですが、まああなたはそ
ういうふうな非常に温情ある、又正
確な徴税ということを目標になさつて
まつていて、どうしてもそこをそれだ
けのものを取らなくちゃならないとい
う先入感があるものではないですか
が、それは政府当局においてもそうい
う觀念があるのじやないものでしょ
うか。つまり支出というものをこれだ
け今年の国の財政としては支出が必要で
ある。その支出に合つて一応の歳入
基準を立てて、その歳入基準によつて
どうしても取らなければならぬとい
うようなことは、末端ばかりでなし

に、政府当局自体がそういうふうな考
えをお持ちになるのじやないのです
か。例えば国鉄の裁定にしろ、或いは
例の専売の裁定にしろ、これは予算が
なくて一文も払えないというふうなこ
とをどう言われるのですが、併し
ながらその外支出として決めたことに
ついては絶対的にそれだけのものは
確保するといふ、そういう根本方針
が結局方々にトラブルとなつて現われ
るというふうなことがあるのじやない
ですか。実際に収入されて歳入が本當
に確保されたものと睨み合せて歳出
でないというのが今日の欠陥を来して
いるのではないのでしょうか。そういう
点をお伺ひしたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお話
の点につきましてはこのように私にお答
えいたしたいと思ひますが、法律をま
じめに執行するならばこれだけの収入
があり得る筈だといふ予算を一応見積
つておるわけでございます。従いまし
て予算を見積りした基礎的事情に更
更がない限りにおきましては大体にお
きまして法律を適正に執行するならば
予算に近い数字が歳入として結果にお
いて上つて来るじやないか、こういう
ことが考えられ得ると思ひます。行政
官庁の任務は税法の場合におきまして
は正しく税法を執行して、それに基づ
きまして所定の収入を上げる、これは勿
論本来の目標でありまして、これを忘
れたら成り立たないのでございます。
ただ飽くまでもその際におきましては
予算がどうだからそれだけ必ず取らな
くちやならぬといふことではないので
ありまして、飽くまでも税法を正しく
執行するならば幾ら税が入つて来る
か。結果であります。従いまして歳出

と歳入は、よく御存知の通り、單純な
歳入に關する限り見積りでありまし
て、従つてその見積りをオーバーする
場合も或いはへこむ場合もあるのをご
ざいます。これでへこんでもへこんだ
額のへこんだ分に対します理由が正し
いならば、これは當然であります。何
ら問責すべきことではないのでありま
す。ただ税法通り正しく執行するなら
ば當然入つて来る収入が、税務官庁の
能率が上らない、仕事の働きが不十分
であるといふので入つて来ないような
場合におきましては、これは行政官庁
としてもこれに對して責任を問われる
ということに相成るものと存じており
ます。その点確かにその點の關係は全
然ないとは私は申上げないのでありま
すが、事柄の筋道はそういうところに
あるじやないかと考えておるのであり
ます。

本年度におきましては申告納税につ
きまして目下いろいろ鞭撻しつづあ
るのでございますが、千七百億の見積
りは三月は不足するじやなからうかと
いう見込みを今のところ大蔵當局は持
ております。それも是非予算額まで取
らなければおかしといふような單純
なそういう考え方はいたしておりま
せん。今の税法を實際の所得の状況か
ら見て極力正しく執行しまして、租税
収入を確保するというところで努力いた
しておるのでございます。御諒察願ひ
たいと考へておる次第であります。

は青色申告でも十分やつて行ける。
併しながら實際中小企業と言いま
すが、その中の大半は小企業であり、恐
らく全企業界の七〇%、或いは八〇%
を占めるでしょうが、そういうところ
では青色申告の正式の記入をするとい
うことだけでももう手数がかかつて容
易でない。こういうふうなことを皆訴
えておるのです。それから農家の方
んかでは非常に簡單だといふのです
が、この簡單さは實際専門的にやつて
おる側から見れば簡單ですが、今まで
全然やつたことのない未経験者にとつ
ては複雑で、又困難な仕事になるので
す。これももつと簡略にして、もつと
普遍的にやれる工夫はないものでし
ょうか。大体地方において青色申告制度
の普及を図つて、その申告をさせた
ところが、期日までに申告があつたの
が法人で僅かに一〇%足らず、個人事
業家に至つては二%とか三%というよ
うな地方が大変多かつたようですが、
そういう点についてもう少し當局は留
意された方がいじやないか、こう思
うのですが如何でしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 青色申告
の制度につきましては、これは年度の
税法改正の實施面の改善を図るための
重要な制度として採用したたわけ
でございます。お話の通り中小の營業
の納税者の場合におきましては、なかな
かむづかしいということが当初から考
えられていたのでございますが、い
ろいろやつて見まして、特にそういうこ
とを私共も感じておるのでございま
すが、ただ私共としましては、極力正確
を期するといふことが先ず第一番であ
りまして、正確を期し得られまするな
らば、様式とか、或いは記載の方法と

かというふうなことは第二次的、第二
義的のものとして実は最初から考へて
おるのでございます。様式も最初は一
定するようないくつかも研究して見たの
でございますが、どうも各業態が違いま
すに對しまして、一律に規定するとい
うふうなことになるやうだと、各事業
の事情に即しないので、非常にむづか
しいものになるといふ虞れがございま
したので、様式も一定いたしておいま
せん。ただ記載事項はこれだけのことは
少くとも記載して貰わなければなら
ない、大体記載の方法等も極く大筋の
ところは大蔵省令と国税庁の告示を以
ちまして示しておるのでございます。而
うしまして、營業者に対して棚卸
の計算と損益計算、貸借対照表、名前
は貸借対照表とむづかしいですけれど
も、これは資産負債のバランス表、そ
ういふものを年末に調製して、申告し
て一緒に出して貰う、これはどうしま
しても、營業なんかでも、少し簿記ら
しい簿記をつけるという建前にいたし
ます以上、そういうことに行かざるを
得ない、又行つた方がいじやない
かという趣旨でございます。

又、農業につきましては、貸借対照
表というふうなことは、大分むづかし
いので、そういう方法は自分のうち
は見合せることにいたしております。
収支計算本位の帳簿をつけて貰へば
いことにいたしておるのでございま
す。併しこれは、要は如何にして収入
支出に關します、所得に關する事項
を正確に記録して貰うかという一番大
事な面でありまして、これが、記録がい
い加減によつていいやうな簡素化、こ
れが場合によつては望ましいのであるの
かも知れませんが、そこまでやりまし

たのでは、帳簿の意義がございませんで、面倒でもつけて貰う。どうも日本人は、私共もそうですが、なかなか面倒くさがるので、つけるという事は嫌がるようですが、その煩瑣だけは手数をかけて貰いまして、そうして正しい課税の基礎をはつきり決めるという事だけは、どうも避け難いというふうに考えております。従いまして、そのような意味におきまして、なかなか税務署は全部の納税者に一律にして青色申告制度を普及するという事はむずかしいので、何年計画かで徐々に、青色申告制度の利用度を高め、それに対する信用度を高めまして、できる限り問題の少い徴税にして行くようにしたい、このように考えております。実績は確かに余りよく存じませんが、一月一日までに出来たものは、法人が十二万三千件、従いまして全体に対しまして五割ぐらいになるようでございます。個人は全部入れまして十七万一千人でございまして、これは全体の納税者に比べますと確か二、三割ぐらいになっておりますが、相当少いものになっております。普及等が十分行われなかつたという点もございまして、所得税法の附則で期日を延長しまして、今年の五月三十一日までに出して貰うように、更に届出して貰いますと、青色申告が利用できることになつております。ただ、勿論一月から記録をつけて頂く話に至つたのであります。そういう附則の規定を設けまして、できる限り青色申告制度を利用して、政府としましては徹底を図つて参りたいと考えておる次第であります。

○油井賢太郎君 次に申告納税の点ですけれども、青色申告納税制度というものは、今年も去年にも増しておやりになると思ふのでありますけれども、申告納税制度の場合は、実際はこの前の年度においては相当赤字が出ておるの年度においては相当赤字が出ておるにも拘わらず税金を納めるといふ場合に、やはり今年も亦、年度の決算では相当赤字が出るだろうという予想の下に営業しているところに対しても、やはり昨年度納税したものを基準として或る程度の申告納税をせよという目で見ると何かと云うような事が多いようなんですが、これはもう少し実情に副つたやり方はできないものかどうかという点が一つと、それから今度の税制改正では、繰越欠損というのを、確か二年間に分割することになつたのです、併しこれは、そういうふうなインフレ時代と違つて、むしろデフレになつて来るような状態の時代においては、もつと長い目で見てやらないと各企業界とも相当苦痛を感じるのじやないかと思ふのですが、そういう思いやりのある改正を、例えばこれを五年間ぐらいに延長するといふような、そういうふうな方策は採れないものでしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 御承知の通り、最近までの予定申告の状況が非常にどうも申告が不十分であり、それに対して税務官庁は更正決定をせざるを得ん。予定申告でありますので、いづれも基礎が非常に薄弱でありまして、非常な紛争を捲き起す。その結果結局低い申告でそのまゝやつて行く。そうすると二期二期の予定申告の段階におきましては、極く僅かの税金しか

納めていない、全部が確定申告におつて被りまして、確定申告に対する更正決定で多額の税金が一時に行きまして、納税者も大困りというのが最近までの実情でありましたので、これはどうも少し考え直したらいのじやないかと云う考えからいたしまして、ジャウズ勧告を採用いたしまして、大体普通の場合は納税者につきましては、一応前年の実績額を基にして予定申告して貰う。勿論そういうふうな高い申告は差支ないわけでありまして、それよりも低い申告をする場合におきましては、税務署の承認を得なければならぬといふふうにしてあります。所得税法の今度の改正にその点を詳しく書いてありますが、承認をして出さなくちゃならない。税務署は次のような場合におきましては必ず承認しなければならぬといふふうにしてあります。即ち一つは災害とか或いは営業の全部又は一部の廃止、休止等によりまして、その年の所得が減少することが明らかである場合、これはもう当然承認しなければならぬことになつております。

それから第二は、災害で相当損失を受けたとか、或いは高い医療費を使つてそれを引きますと非常に大きく所得が違つて来る、こういう場合も承認を与えなければならぬということになつております。

それから第三には正確な記載等に基きまして、その年の五月一日までの状況によつて判断しまして、その年、例年の実績に比べまして二割以上所得が減少すると認められる場合におきましては、税務署長は承認をしなければならぬことにいたしております。若し承認の申請をしまして、税務署長が

以上の場合に許可しなかつた場合におきましては、勿論再調査、審査等の請求もできることになつていのでありますが、大体はさうな方向によりまして予定申告に対するいろいろなトラブルを一つ最小限度に止め、前年実績によつた人には更正決定を行うことができないといふことになつております。予定申告の段階におきましては、それによりまして実際問題としての予定申告の段階における納税額を、少しでも予定申告の段階で納めて貰つておりますのと、それから行政上のいろいろなトラブルを最小限度に止めて安定的な運用を行く、こういう改正を行なつておるのであります。勿論承認に基きまして、いろいろ問題がございしようが、その点につきましては、業況、商況等を直接税務署におきまして調査いたしております、相当大幅につきましては、これは一括的に調査をするといふことも十分行いまして、運用の適正を期したいと考えております。その点におきましては、衆議院におきまして、大臣からも運用上十分慎重に考慮して適正化を図るといふ答弁があつたやうであります。

○油井賢太郎君 その次にいわゆる延滞延納分に対する日歩の問題ですが、この二十銭というのは、今度は四銭に変更して、それを一月に遡つて行つたのですが、この所得税法のどこかに謳つてあるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) それから先程のお尋ねの一つにお答えしなくて、日歩四銭に下げたのでございましては青色申告の制度を利用して

おる。いわゆる帳簿にはつきり記録しておる人の場合に認めるのでございまして、その場合におきましては或る年に損失を生じますと爾後三ヶ年間に互つて繰越しを認めるということになつております。それからもう一つ前に遡りまして、繰戻して控除を認めるという事にはいたしてあります。従いまして、通算いたしますと、四年ぐらいに遡りまして、結局控除が認められることになつておるのであります。個人の場におきましては現在は一つも認めないのではありませんが、その程度認めれば、私は大体におきまして食いつなぎができるのじやなからうかと、こういう趣旨から、余り長くなりまして、又徴税上に却つてトラブル等を捲き起すといふようにもなりませんので、その程度でいいのじやないか。併し将来は事務状況等に鑑みまして、一つそういうことの運用がお互いになつて行くようになりまして、場合によつてはもう少し延長してもいいのじやないかと考えておりますが、現在のところではその程度でいいのじやないか。これに對しましては法人が非常に経理がはつきりしておりますが、従来からも三年繰越し控除を認めていた関係もございまして、繰越しは本年の場合には五ヶ年になつております。若干差をつけておりますが、実際の点からしてその辺が妥当ではないかと考えるのでございまして。今お話の点は加算税と延滞金の問題でございまして、これは原則として、新法では四月一日以降の分から適用することになつております。従来の加算税は利子税といつたしまして、日歩四銭に下げたのでございまして、こういう制度はすべて四月一日

から適用することにいたしておりま
す。従いまして税法はすべてそういう
ことになつておるのであります。但
し、四月一日から申しまして、旧
来残つておる分につきましては四月一
日から四銭に切替るわけでありま
す。今までの分につきましては全部四月一
日から日割計算で切替るものでございま
す。今お話を、本年の一月から三月の
分をどうするかという問題でございま
すが、これは新しい税法を適用しな
いで、別途に特別に關する法律案を提
案いたしまして、それによりまして、
加算税は四銭にする。延滞金は二十銭
を八銭にするという法律案を別に提案
いたしまして、御審議を煩わしたいと
考へております。目下その法案は關係
方面等に承認申請中でありまして、
近く提案できる見込でございまして、
○油井賢太郎君 その際はあれです
か。二十銭の日歩を払つた分は、当然
割戻しをするという措置をとられるの
ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 未納の税
金がありますれば、それに充當いたし
ます。未納の税金がない場合にお
きましては一定の期日までに申請して
貰ひまして、返すことにいたしてあり
ます。その差額を……

○木内四郎君 所得税法についてです
が、今度所得税法で、青色申告という
制度を新たに設けられたことは非常に
結構なことではありますが、それに關連
して、一方においては公認会計士法と
いうのが出ておる。青色申告の方はあ
なたの方で雛型を示したりするかも知
れないけれども、これに基いて、多分
今後個人がその経理について、或る場
合においては素人の人もそれを賣入れ

ますね。それをあなたの方の方は一応
信頼して、そのまま受入れるというこ
とになつておるわけでありま。公認
会計士という制度を設けて、そして
理財局の方では特に何回も試験をやつ
て、優秀な信頼し得る人を公認会計士
にする。その人達は決算の書類、その
他について証明をしますね。それは恐
らく青色申告の様式を決めて、各個人
がみずから記入したものよりも余程政
府としては信頼を置いてよいのでない
かと思う。そういう公認会計士、或い
は今度拡張されて計理士も証明ができ
ますけれども、そういう書類を付け
て、その証明を付けて出した申告とい
うものは、あなたの方の方は青色申告以
上に信頼して頂いてよいものだと思ひ
ます。それはどういふふうに取り扱わ
れますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 公認会計
士の制度は著々と進んでおりまして相
当嚴重な試験を経まして優秀な人が公
計士になつておられるというこは、
これは正に事實だろ。と思ひます。従
いましてこれは実績によつて結局裏付
けになると思ひますが、そういう方々
が沢山の書類等を見て、それに
基いて、税務の申告書を付けて出して
来たという場合においては、事實問題
といたしましては、結局相當に尊重さ
れるということになるのではなからう
かと考へるに考へるものであります。た
だ制度の上で税務の証明制度を法律上
作るかどうかという問題につきま
して、目下若干研究いたしてございま
して、現在の税務代理士の制度等をどう
するかという問題と関連いたしまし
て、もう少し研究いたした見たいと考
えております。研究しました上、成案

を得ますれば、勿論提案いたしまし
て、御審議を煩わすつもりでありま
す。

○木内四郎君 法律上の制度にするか
どうかということは別問題として、荷
くも國家として、公認会計士という制
度を設けて、あれだけ嚴重な試験をし
て、非常に沢山の人の中から極く少数
の人を公認会計士として認めることに
なつた。この人達は制度上税法の中に
入る入らないは別として、その人達が
間違いないという証明をして書類を附
けておるものは、一応信頼して頂いて
いいのじやないかと思ひます。それが
、制度として新たに設ける設けない
は別として、現実の問題として國家が
それだけの制度を設けてやつておる。
それに対してあなたの方はどういう取
扱をされるのか、その点の一つはつきり
して頂きたい。それは公認会計士制度
に対する我々の考へ方を決める大事な
問題ですから……

○政府委員(平田敬一郎君) 重ねて申
上げますが、公認会計士が作った書類
は如何なる場合においても政府を拘束
して、それに従うということは現在の
ところ考へておりません。併し實際問
題として恐らく正しい報告書が出るだ
らうということになりますから、實際
問題としては大いに尊重するといふこ
とになつて来るのではないかと思ひま
す。又そういうように公認会計士の業
務が發展することを私共期待しておる
のであります。

○木内四郎君 しつこいようですけれ
ども、あなたの方としてはつきり言ひ
にくい点もあるかも知れませんが、い
くも、公認会計士の制度は將來どうい
う發展をしようか、これは勿論より發展

しなければ困る問題ですが、今日非常
に嚴重な試験をして経理の面に詳し
い、而も人格も高潔な人を公認会計士
にして、その人達が証明した書類は少
くとも青色申告と同等に、法律上の制
度はないにしても、一応それを受け入
れまして、帳簿を調べなければ更正決
定をしない青色申告と同じ取扱をして
貰ひたいと思ひますが……

○政府委員(平田敬一郎君) 恐らくそ
ういふ場合におきましては、大体まあ
青色申告をしておられる方々に対して
一種の決算書を作るといふことに相成
るのではなからうかと思ひます。ござ
いますが、そうなりますと、結局
税法上認めております青色申告の制度
の結果と同じになると思ひます。法律
上必ず証明した場合においてはこれを
認めるというところまで設けますこと
はなかなか現在のところむずかしいの
ではないかと考へておりますが、ただ
全般として例えば損失の繰戻しにつ
きましては、一種の公認会計士の監査証
明を受けて来なければ認めないといふ
ようなことに將來したらどうかとい
うシヤウブ勧告等のあれもありま
す。將來におきましてはそういう問題
につきましてもよく研究いたしまし
て、十分尊重して行けるようにこの制
度を發展して行くように、我々として
も努めたいと考へておる次第でありま
す。

○木内四郎君 しつこいようですけれ
ども、青色申告と同じ結果になると言
つたのでは、實際問題はそうなるでし
ようけれども、公認会計士といふもの
を立派なものにして行くためには、公
認会計士が証明したら法律上は別に規
定はないけれども、一応それを認める

ということだけは一つ言つて貰ひたい
のですが、それは言えないですか。

○政府委員(平田敬一郎君) それは結
局事實が結論するわけでありまして、
認める、認めないという問題ではない
と私考へるのであります。實際問題と
いたしましては恐らく公認会計士の作
りましたものは正しいものになります
し、従つて自然にそれを認めて行くとい
ふことになるわけでありま。公認
会計士が作ったものは行政の運用上も
必ず認めるということはちよつと申上
げにくいのではないかと思ひます。

○木内四郎君 私はこれ以上質問いた
しましてもお答えになり得ないだらう
と思ひます。質問いたしましてせんけれ
ども、無理にすべての場合に終局的に
これを認めるなといふことは私は決し
て申しませんが、間違ひがあれば公
認会計士を処罰する規定もあると思ひ
ます。こういう制度を設けた以上は、
やはり一応はそれは帳簿を調べたり、
その調査を見ればこれは當然分ること
であつて、これを直さなければ稅務當
局としても重大なる事態だと思ひ
あります。一応はそれを一つ尊重する
という態度を以て臨んで頂きたいとい
うことを希望だけを申し上げて置ま
す。

○油井賢太郎君 今度の改正法の理由
は大變國稅の輕減をしておるといふ
うな御趣旨なんですけれども、大体三
千七百円ベースのときから六千三百
円に昇給した際、あの際には税法とい
うものは改正してはなかつたのです
ね。それで若し本當ならあれは三千七
百円と六千三百円との開きの比較と同
じに税法も改正して、相當の減稅をす
るのが當然であつたわけですが、絶対

でもいという理窟は單純にそういふ
理窟から行きますと或いは成り立つた
かも知れませんが、そういう角度から
のみ税率を考慮することはでき難い
考えるのであります、私共いろいろ
諸般の事情、財政事情、その後にお
ける税率が決まつた際における、決ま
た際から後の物価騰貴の事情等も考
まして控除をできる限り税率を引下
げ、控除を引上げまして納税者の負担
の軽減ということを図りたいといふ考

とて今回の案を提案したようだけれども、
 でございます。今お話のありましたよ、
 なことは、この引上げ方がすれすれで
 あります。相当大幅であります。当
 今、控除といたしましては当然解決
 するであろうというふうに感じており
 ますので、さう厳密な検討をいたして
 ないのでございます。むしろ給与の
 一、二自体につきましてもいろいろ問
 題もあろうと思ひますけれども、所
 得税の控除税率に関する限りは、そ
 ういふ角度でやる場合に比へまして
 私は相

大幡の改正になつておるものと考へております。

○油井賢太郎君 結論においては、これは意見になりますけれども、政府としては賃金を上げるときは賃金を上げてやつたからいいじゃないかというふうな説明をし、そのときは税の軽減ということを全然考へないで、賃金を上げてやつたからいいということで、国民に税金のことをカモフラージュして、それから今度は、今日に至るといふと、賃金を上げないで置いて税金を軽減してやつたからいいじゃないかと

いうふうなことになるのですが、そのとき、いい面を……いい面と悪い面を両方眺め合せて国民にこうだという真相を発表しないで、いい方の面だけを強調しておるといふようなことでは、結局国民経済の本當の肚の中において狂いが来る。却つてこれははつきり多方面でこういふいいところもあるけれども、一面においてはこうだといふようなことをやはりはつきり言われた方がいい。こういうふうにするのであります。これは但しあなたよりも、大蔵大臣なり、本當の政府當局の方々に考へて貰わなくてはならない面ですが……それからもう一つは直接税と間接税ですが、今度の税制改正については殆んど間接税といふものを廃止したような形をとつておるのでありますが、こういう形態で以て今の日本の経済状態から見て、果して国家財政の面に円満な運行ができるかどうかという点を我々は心配するのですが、むしろやはり或る程度の間接税といふものは、低い間接税を多方面に配つて、国家財政の一翼にさせるという方がいいのじやないかと思ふのですが、こういう議論はあなたの方において行われたのですか。それともそういう点は勧告案によつて、勧告案一本槍で以て、お考へにならなかつたかどうか。それで又實際にやつて行けるかどうか。この二点を一つお聴かせ願ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) シヤウブ勧告は非常に直接税中心主義で、なかなか所得税を重視しておるといふことはよく御存じの通りでございます。改めて申上げる必要もないかと思ひますが、この勧告の狙うところ、は、大体成るべく長期に亘つた税制と申しますか、今後の或る程度の事態を見通しまして、長く続く税制といふものを制度に今度は考へておるのであります。そういう見地から行きますと、確かにこの直接税中心主義に行きますのは當然でありまして、我々も賛意を表しておるのであります。ところで然らば今直ぐそれを極端に行なつていいかということになりますと、これはいろいろ意見の分れるところであらうと思ふのでありますが、現在のようになまだ非常に生産が十分でない、所得の平均レベルが低いといふ事態に置きましては、相当間接税に依存しなければならぬといふ点もある。こういう意見も有力な一つの意見であらうと思ひます。ただ私共も最初はどういう考え方も相当持つていたのであります。が、幸いにいたしまして、二十五年から蔵出面の財政事情が急激によくなつた、改善されたとか確かに私は言ひ得ると思ふのでありますが、即ち蔵出が相当大幅に削減できるような情勢になつた。而も殖やすものは相当殖やまして、而も全体として今年は七百億以上縮小する。この傾向は、私のこれは個人的な見通しでございますけれども、昭和二十六年度においても更に続くものと考へるのであります。と申しますのは、債務償還費を千二百億以上を全体を通じて計上いたしてございまして、そのうち一般会計だけでも七百億になつております。そういういろいろな蔵出面に何と申しますか、余裕があると申しますか、相当将来において減らし得る余地があるといふことを物語つておるのじやないかと思ひます。そういう情勢になつて来ますれば、やはり成るべく税制の本領に返りまして、直接税で賄つて行くという制度を採つた方が、この際としてはよいのではなからうか。こういう意味におきましてシヤウブ勧告に従ひまして、織物消費税を廃止し、取引高税は撤廃いたし、その他今度の通行税におきまして三等乗客は免除する。通行税の収入は四十億でございますが、残つたものは二割くらいでございます。こういう改正を行なつておるのであります。将来の情勢を考へると、やはりそういう方向がよい時期に来たのではないかと。従ひましてもう一、二年前に税制改正をシヤウブ博士が来られまして勧告されたすべし、或いはこれと少し違つた姿になつたかも知れませんが、今の情勢におきましてはさうなことが言ひ得るわけでありまして、やはり私も本領に段々返つて行くといふようなことがよいのではないかと考へるのであります。ただ實際問題として、酒と煙草の間接税が相當の額に上つておるので、これは間接税などでは嗜好品、奢侈的なものに對する課税はどの國でも相當多額の税源を見ておられますし、この間接税は決して、外の間接税と違ひまして大いに伸ばす方がよいのではないかと考へております。その収入が尙相當巨額になりますので、直接税と間接税の比率から申しますと、実は余り間接税が減つておきません。むしろ単純な計算から行きますと、お手許に資料としてお配りしてあると思ふのであります。二十四年度は直接税が五五・五%に對しまして、二十五年度は五四・五%といふうちにちよつと減つております。これは酒が相當増収になりましたのと、煙

草が千二百億やはり依然としてそのまゝ見込んでおりますのと、そういうのが大きな原因であります。結果から申しますと、さうなことになるつております。併せてお答えして置きたいと思ひます。

○油井賢太郎君 今のお話で間接税は余り率から言つて減つていないといふことは、成る程酒と煙草で以て大部分を占めておるのですから……併しその残つたものの負担が相當重い。残つておる間接税はガソリン税が十割とか、そうした必需品でありながらさういふふうな税金が残つておる。さういふものをやはり広くつと普遍的に安んずる率で以て、一割とか二割とか、脱税なんかしなくとも喜んで納められるような制度にして行かれれば、非常に税金なんかも相當上るといふようなことになると思ふのですが、さういふ点について勧告は勧告であつても、今の日本の現状から見て、高い率の間接税を少しお残しになるよりは、却つて低い率で以て全般的に残された方がよいのではないかと、こう思ふのです。が、これについてはどういふふうな御意見を持つておいでですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今の問題は確かに一つの御意見だと思ひます。ただ税につきましてはやはり成るべく筋を立てると申しますか、負担公平という見地を考へまして、これも必需的な商品の部分は免税する。奢侈的と認められるものに對しましては、尙国民の負担が相當重くなるというか、相當の課税をするという議論は、これは如何にもやはり妥當と考へられるのでありまして、やはりさういふ大體方向に行くのがよいのではないかと考へております。ただ如何にも尙まだ間接税の中に必ずしも実情に即しないものが残つておるかも知れませんが、揮発油税につきましては、現在のところはまだまだ日本の需給状態においては小売価格の百パーセントの揮発油税は相當だと考へております。将来需給關係が改善されて行きますならば、税率等については相當檢討の余地があるのではないかと考へております。その他におきましては物品税も御承知の状態であります。この前の國會でも大分大幅な修正を加えて頂きましたが、尙その後における状況、及び今後における状況は需給關係に相當の変化が考へられると思ひますので、さういふ問題につきまして、今後情勢の推移と併せて、どうするかよく検討して見る必要があるのではないかと考へております。

それからその他につきましては、大體有価証券移転税を廃止いたしましたし、それから清涼飲料税の税率を下げまして物品税の方に統合いたしました。砂糖消費税は、これは現在は輸入糖につきましては、租税特別措置法で課税いたしておきません。これはガリオア資金等によつてとにかく救済物資として多くのものが入つて来る關係もありまして、特例を設けておるのであります。

いまして、今回は砂糖消費税は税のシステムの上には残すことにいたしましたのであります。将来輸入糖が本当の商業資金によつて、実力で輸入できる状態になりますれば、それは私は輸入糖に對しては適當な税率で課税すべきではないか、そういう際におきましては、税率につきましても、全体として適當な税率を定めまして、必要な財源を確保するといふような方向に持つて行つた方がよいのではないかとと思つております。

酒の税率につきましても、今回若干の引上げをいたしましたのでございますが、増収額は実は大部分造石による増加、それから地方の酒消費税を統合した結果でございます。純粹の増税になつた分という数字をやかましく計算しますと、大体二二三億ぐらいの増税にしかならないのであります。いづれにいたしましても、酒につきましては若干の増税をいたしておるのであります。併しこれも将来の方向といたしましては、むしろ數量を一層増加しまして、税率を引下げて、而も相當の収入を上げ、密造酒等をそういう方向で駆逐しまして、國庫の財源を確保し、又正しい酒が供給されるようにして行くといふのが今後の行き方ではないかと考えております。

間接税につきましては、大体そのような点が問題ではなからうかと、御参考までに申上げる次第であります。
○油井賢太郎君 只今局長からお話のガソリン税の問題ですが、これはあなたの方では三十万キロリッターの収益をこの二十四年度に認めておられる。併し今年先方からの承認が大体五十五万キロリッター實際に認められると

いう、安本あたりでのこれは調査でそういうふうなことを言つておるのであるが、若し五十一万キロリッターが本當に許されるということになれば、これは将来と言わず、やはり一刻も早く或る程度の減税を行なつて、収入予算の確か三十一億でしたか、それと匹敵する、例えば四割減とか何とかいうことをおやりになるのが、國民經濟の上においてこれは當然じゃないかと思つております。ガソリンなんというものは、別に贅沢な乗用車あたりに使つてばかりが能ではなくて、その大半はどんな山村或いは漁村等についても、必要な物資の配給等を使うといふことを考えますと、これに十割もかけて運賃を高くして置くといふのは不当じゃないかと思われまふ。そういう点について、至急これは改善なさつて頂きたいと思つております。又それについても先程の物品税の改訂も近く行いたいといふようなお話のようですが、これは至極結構なんですが、行なうとすれば、いつ頃現實におやりになりますか、この期日をあらましお話し願ひたいと思つております。

○政府委員 平田敬一(郎君) 揮発油税につきましても、私共もスタートはやはり一応安本の需給計画を基にして計算をいたしておるのであります。即ち供給量を五十万九千余トン、それから需要量を大体四十五万二千トンくらい見ておるのであります。それを基にして計算いたしておるのであります。ただこの安本の計画に對しまして、最近までの課税の實際を見てもみますと、どうも時期的にズレるせいでございまして、若干実績は内輪のようでありまして、これは脱税はつきりしてありますから、脱税は全然ないのであります

が、需要量に對しましては大体七〇%くらいにしか最近の実績がなつておりません。そういう一応私共は今のような數字を基にしたのであります。そうすると引取數量見込はその七〇%即ち三十一万六千トンと押えてまして、それから税額を算定いたしましたのであります。従ひまして、若しもこれがこの計画通り現實に入つて来るといふことになりますれば、自然増収が出て来るといふことになるかと思つております。そういう見積方法を採つておるのであります。石油の需給につきましても、私共もやはり余程慎重な注意を払つて行く必要があると思つておりますが、相當一時に沢山入つて来ますと、恐らく需給状況が變つて来て、最近よくあります物資のやうな状態になるのではないかとと思つております。そういう際におきましては、税率等につきましても、尙検討して行きたいと思つております。ただ實際は自動車は必ずしも贅沢品ではありませんが、道路を相當使うので、若干利益課税的な要素をガソリンについて併せて考へておるのであります。従ひましてそういう意味で、殊にアメリカ等におきましては、ガソリンにつきましては他の消費税に比べて相當高い課税をいたしておるやうであります。が、そういう事情もございまして、そういう点も併せて考へまして、安當な税率を定めるといふことには十分留意して行きたいと思つております。

物品税につきましても、先程申し上げたのでありますが、今年度の予算として一月から実行いたしましたばかりでありますので、今直ぐこれを改訂する見込はございません。ただこれは状況の推移を常に調査いたして置きま

て、適切な時期に然るべき改正を行なうといふことで、研究いたして行きたいという意味におきまして申上げたのでございます。その時期がいつかといふことは、今こゝではつきり申上げることは、ちよつと困難であらうと考へております。

○木内四郎君 いろ／＼シャープ勧告によつてお骨折りの上に提案をされたのですから、御苦心の点はよく分るのですが、どうも私共これを拝見すると非常に疑問に思ふ点があるのです。例えば私共は、基礎控除とか扶養控除といふものは、おのづからこれは一定の意義があつて認められておるものであると思つております。戦前の状況などを考へますといふと、今度の改正案で基礎控除は、一万五千円から二万五千円に一万円上げられたといふけれども、こゝういふ金額を拝見すると、今日の通貨の価値を考へる場合に、非常に疑問を持つのです。勿論シャープ勧告では為替相場を考慮に入れて云々すべきではないといふやうなことを言つておられるが、その点は一つの考へ方であると思ふのですけれども、為替相場はとにかくとして、国内における通貨の価値といふものが、戦前に比べて非常に減退しておる。そういう状況から考へると、どうも私は基礎控除とか扶養控除とかいふのは、どういふ意味で設けられておるのか、ちよつと疑問に思ひ始めて来たのです。どういふわけで基礎控除といふものを置いておられるのですか。

○政府委員(平田敬一(郎君)) 戦前に比べてますと、確かに今の基礎控除なり扶養控除が低いといふことは、御指摘の通りであります。その際において、戦前が果して然らばよかつたのか、或いは戦前の水準が今の財政需要の下におきまして所得税で妥當かといふことになりまふと、なか／＼そう簡単にこのは参らないかと思ひます。戦前は御承知の通り第三種所得税を納める人が百万人くらいいたのであります。税額から行きますと一億数千万円を第三種所得税から上げていたに過ぎないのであります。そういうレベルの所得税といふことになりまふと、今の財政需要から申しまして、到底賄ひ得ないのではないかといふことが第一点として考へておるのであります。従ひまして単に戦前の、勿論これは参考にしたさなければならぬと思ひますが、それを基にして控除その他を決定すべきではないといふふうに私共も考へておるのでございまして、然らばどういふふうにして決めておるかといふお話であります。が、これは結局今申上げたように、(木内四郎君) どういふふうにして決めておるかといふのじやない。基礎控除といふ意味は一体どういふ意味であるかといふのです」と述べ、結局これは一面におきましては生活費の實際も考へ、他率におきましては所得税でどれくらいこの財政需要を賄えるか、所得税の税率にどの程度を期待するかといふやうな、その両面の數字からいたしまして、まあそのとき／＼において妥當な負担点なり控除を定めて行くといふのが大體の考へ方ではなからうか。最低生活費を絶対に引くという議論もございするけれども、これも一つの理論でございまして、私はそののみが目的ではないとかやうに申上げたので、やはりそういう場合におきましても、この最低生活費如何といふこと

は、これはなかなかむずかしい問題でありまして、簡単に解決はできないことではございまして、そういう物差のみにて決定するべきではない。勿論そういう点も考慮に入れて、それから所得税に対して財政需要をどの程度賄うかということによりまして、控除なり税率が決まるということに相成つておるのじやないか。最近の情勢から申しますと、むしろ財政需要の方が相当要請が強いようですから、相当低い控除を決めざるを得ないという事情にあることは御承知の通りであります。大体私共は今のところといたしましてはそのような考え方をいたしておる次第でございます。

○木内四郎君 私共は金額の問題を聞いておるのじやないですが、金額について或いはいろいろなことでは財政の収支の面から考へる事情もあるであらうけれども、一体この基礎控除という制度自体は何のために置いてあるか。扶養控除はどういう意味があるのですか。金額のことは財政上のことであつた方考へられており、それは後から別に申上げたが、基礎控除、扶養控除という意味は一体どういふわけですか。

○政府委員(平田敬一郎君) お尋ねの趣旨は何か少し分りかねるのでありますが、これは結局所得税の負担を、控除をやるということによりまして負担力に底じた負担にしようというために、こゝういふ控除を設けておるということに、抽象的に言いますとなるのじやないか、つまり同じ所得でありまして、家族の多い人と少ない人とはやはり負担力においても違ふ、こゝういふ意味におきまして扶養控除をやつてお

る。それから或る所得者が所得がありまして、余り零細な所得者から所得税を取るといふことはこれはどうも少し適正を欠くといふ意味におきまして、基礎控除がある。勿論こゝういふ控除を用いることによりまして、所得税の、各所得者及び各所得階級間における負担が果していかどうかというやうな点を考慮いたしまして、総合的にそれらをやるというやうなことも考へなければならぬということに相成つて行くのではなからうかと思つております。

○木内四郎君 後から、逆になるけれども、扶養控除を一例に取つて見れば、扶養家族があるからそれによつて生計費も高む、従つて負担力に影響して来るから、その点を考慮してその扶養に必要なものを或る程度まで認めるとか、できるだけ認めるというのが趣旨じやないのですか。基礎控除においても、少くともさつきあなたが話になつたやうに、最低の生活がこれならどうやらできるというこゝじやないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 扶養控除につきましては今正にお話の通りだと思ひます。家族の多い人と少ない人とは生活費の負担が違ふ。だから同じ所得でありまして家族の多い人と少ない人とは負担を違へてもよろしい、違へる方が正しい。基礎控除におきましてはやはり同種の考え方を持つておるのでありますが、いわゆる最低生活というこゝじやないかと、これはなかなか理論上むずかしいし、これにつきましては最低生活費は必ず……国家は所得税という形で所得税を徴収してはいいかんといいことはいいではないかと

考えます。できますならば成るべくそゝういふ点を尊重してやるということが筋道と思ひますけれども、それをやらなければ所得税として成り立たないといふものではないと私は考へております。間接税等は相当最低生活費的なものに区切つて押えておる場合もあるものであります。所得税におきましては、絶対にそゝういふものをやつていかんといふことは必ずしも言えない場合もある。要するにそのときの国民生活の状態、並びに財政上の需要等によりまして、適当なものを決めて行くということに帰着するのじやないかと考へるのであります。

○木内四郎君 まあ別にあなた方を責めるわけでもないのだけれども、今のやうなことであるといふと、基礎控除や扶養控除というものを、これだけむずかしい手数をやらないでも、税率の加減が何かでこれくらいのことでは済むのじやないかといふ気がするのであります。余りに言ひ訳みない、極端に言へばあなた方にちよつと悪いかも知れませんが、ちよつとごまかしみたい、基礎控除とか、扶養控除とか言つておるけれども、ちよつと真似ばかりでするのじやないか、それはあなた方にはちよつと失礼な言ひ分であるかも知れないけれども、どうもそゝういふ印象を受けても仕方がないのじやないかといふ感じを受けるのです。そこでちよつとあなた方に伺つて置きたいことは、戦前においては一体基礎控除は幾らだつたのです。扶養控除は幾らだつたのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今の木内委員の前の發言は重大だと考へますから、特に一つ申上げて置きます。

ちよつとやつておるのではありませぬ。控除をどういふふうにするかといふことによつては大いに違ふのであります。

○木内四郎君 それは違ふことは分ります。併し余りにも真似ばかりして……

○政府委員(平田敬一郎君) ノー、そゝうではございませぬ。税額からしましては非常に違ふのであります。今度の改正によりまして基礎控除を一万五千円から二万五千円に引上げましたことによつて来年度の課税所得を基にして増減を見えて来ますと、お手許に表を配りました通り、三百九十億円の実は減少になるのであります。それから扶養控除を従来の税額控除から所得控除に改めたことによりまして、七百八十億円の減少になるものであります。従来の関係やこの表をよく御覧願ひたいのであります。所得税の負担……

○木内四郎君 税額の上から言へばそゝういふことはあるけれども、金額の上において……

方は誤解しておるのだけれども。

○政府委員(平田敬一郎君) 負担額表を御覧願ひたいと思ひます。

○木内四郎君 私の言うことをあなた方は誤解しておられますので、基礎控除とか扶養控除といふのは今回の貨幣価値から見ても戦前の状態から見ても非常に真似ばかりしてはいやしないか、それはその結果は税額に影響しておるかも知れませぬ。あなたの方の計算では税額に影響しておるかも知れない。然らば戦前に何故日本の国であつただけの基礎控除とか扶養控除をしておつたか、その金額をちよつとやつて貰ひたいのであります。

○政府委員(平田敬一郎君) これは非常によく御検討願ひたいのでございませぬ。

○木内四郎君 幾らだつたんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 戦前におきましては基礎控除とは言ひませぬで、御存じの通り免税点千二百円、昭和十二年以前が千二百円、十二年に千円に引下げたかと思ひますのであります。扶養控除は所得者一人当り二百円ではないかと考へております。ただその際に問題になりますのは、私共いつも議論しておるのじやないかと、戦前の所得税といふものが一体どういふ所得税であつたかといふこと、所得税として果して戦前の所得税が限界点に達した理想的な所得税であつたかどうかといふ点が非常に問題になるのであります。例えばアメリカ等におきましては戦争を通じて非常に膨張してあります。納税者の数から見まして二十倍近く、日本の場合におきましては納税者が戦前は百万人くらいであつたのが、今年は千五、六百万人というやうな

けでございまして、そういう所得税が果して所得税としていいか悪いかという問題として一つ御議論願つたらどうだろうかというふうに考えておるのではありません。

○木内四郎君 所得税の全体の体系はできるだけ沢山の人が納めるということもこれはいいでしょう。併し当時基礎控除というものと、或いは扶養控除というものを認めるには、やはり相当な理由があつて認めておつたんだらうと思うのです。併しそれを今日あなた方が資産再評価をされようとするところの卸売物価指数によつて見たら一体幾らになりますか。その表を一つ出して貰いたいんです。当時免税点までの人は税金がかからなかつた。それから扶養控除の二百円なら二百円という同じ当時の卸売物価指数から、最近の卸売物価指数で資産再評価をするのは何故かと言うと、それによつて貨幣価値が低落して来たから、それをやろうというのですが、それによつて税制自体の是非を言おうというのじやない。参考までに伺つて置きたいんです。手許にあれば簡単などころだけ説明して貰つて、後はこの次に資料にして出して頂きたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 簡単なこととでございまして、御存じかと思ひますが、千二百円の大体二百五十倍したものであります。併し精細な資料でございまして、御要求に應じましてフォームを承りました。それによつて作りたいと思ひます。

○木内四郎君 私の大體言つてるところでいいんですが、二十五、六万円の人は税金がかからなかつたというのですね。

○政府委員(平田敬一郎君) 勿論そうでございします。

○油井賢太郎君 私は今のに關連して……扶養控除が今度は家族一人当り千円というふうに控除になるんですが、千円までは生活費でも何でも扶養家族に対する税金はかからんと、千円を超したものに對しては、例えば学校の給食でもその他實際生活にかかる費用でも、それに又税金がかかるという結果になるのですが、これはもつと引上げていいと思うのです。例えば千五百円が千円、いわゆる最低生活基準の費用まで引上げていいと思う。千円では余り安過ぎはしないか。例えば学校へ子供を一人やつても恐らく月謝と学校の本を買つただけでも、中学校以上になれば、平均して月千円くらいかかる、そうすると、生活費とか、そういうふうな教育費とかいうようなものに又税金がかかっているという形にもなるが、これはもう少し引上げる意思はなかつたですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 生活費に又税金がかかっているという理論は私はちよつと分りにくいんですが、所得税は所得があつた場合にかかるんで、所得の中から支払うものであります。問題は、控除の額をどうするかという問題は、その外にそういう問題につきましてはいろいろ問題があるかと思ひますが、千二百円の大体二百五十倍したものであります。これは現在の控除はどうなつてゐるか。これを改めた場合においてどういふ一休蔵入の關係になるか。そういう点をよく考へてそのときの妥當なものを取つて行くわけですから。そういうものにつきましていろいろもつと高くするんじゃないかという御意見は、私は確かい……あると思ひます。

いますが、現在のところといたしましては税金の控除の金額の状況、それから来年度の財政事情、それから所得税、税収入を期待しなければならぬ事情、そういうところを総合判断いたしました。基礎控除と扶養控除との額を決めておる。扶養控除につきましては、これは簡単な変更のようですが、實際に表を見れば分るが、これは税額控除を所得控除に改めたのであります。これによりまして非常に負担關係の差が出て来るのであります。極めて簡単な改正のようですが、同じ所得であります。従来に比べて今度の場合には家族の多い者と少ない者の開きが負担の差というものが非常に出て来ます。これは表を見れば分りますけれども、そういう点が簡単な改正のようで、先程木内さんがちよつと……とおつしやつたんですが、實際はそうではないんで、実は人によつて非常に差が出て来る改正になつておるということを御認識を得たいと思つて、先程から申し上げておるんであります。例えば給与所得月額一万円の場合を考へて見ますと、その場合におきまして現在の税法によりますと、独身者でありますと、千六百四十五円の負担になります。それが改正案になりますと、千三百九十五円、一割五分くらいの軽減にしか過ぎません。税額からいいますと約二百五十円の減税にしか過ぎないものであります。それによりまして同じ一万円の所得者が奥さんと子供三人おれば、改正後におきましては四百八十三円ということになるんですが、つまり五割三分の軽減になる。負担の開きから行きますと、現行法では一万円の独身者が千六百四十五円、家族四人で千四百五

円、約六百円の開きでございしますが、この改正案によりまして千三百九十五円と四百八十三円と、こういう非常な開きが出て来るのであります。こういう關係は簡単な改正のようでございしますが、各人の負担關係には非常に違つた結果を来しております。従いまして法的に申上げまして相当大きな改正によつて影響があると、それが延いては納税者の数もございします。で、税額全体の歳入を見積ります場合に、比較的税額に相当に移動を来すというところを一つ御認識を願ひたいと思ひます。

○木内四郎君 私は主税當局が非常に苦心せられておることは分る。分るのだから私に言わせれば、実は下の方の計算は殆んど意味のないことで、実は落してしまつてもいいんじゃないか。財政上の都合でできれば百万そこ……の納税者にそうする必要はないと思うのです。今日貨幣価値が非常に低落して来た。そこであなた方の資産評価ということも認められる。非常に貨幣価値が低落して来たということは認めておられるのだと思う。税法上も明らかに認められておる。そこで長い目で見れば事業所得はこの貨幣価値の低落に従つて増加して来ると思ふのです。ところが給与所得は増加しないのです。今日三十倍とか四十倍くらいにしかなつていない。それで一面から言へばそういうものに對して、事業所得、貨幣価値の低落に従つて上つていたものに對しては基礎控除は大して問題じゃないかも知れないが、勤勞所得の方は三、四十倍になつておるのに、一方においては貨幣価値が低落しておる、そこに持つて来て小さい所得者に対しては五百

円、五百円ということは戦前価格にすれば百分の一にして五円、どうも私共はそこに疑問を持たざるを得ない。あなたの方の計算によれば非常な変更と言ふ、税負担が偏頗になるといふことはよく分るのですが、これも百万人のものを千六百万人に殖やさないで、七百万人くらいにして、税収を上げるということにはならぬのですか。そこで私は資料をお願いしたいのは、あなた方は納税者の所得を階級別にどう考へておるか。資産評価もするが、それによつて経済活動も進められるということになつて来れば、従つて所得というものはずつと殖えて来るのではないかという気がする。今までと違つて段々金銭的には、實質の購買力は別だが、一面においては俸給生活者が殖えないそれを基礎控除を余り少くして置くということとは、これは國民全部が所得税を納めるといふのも一つの考へ方ですが、そういう点を考へて見ればあなたがさつき言われた財政事情と睨み合せるとおつしやつたが、財政事情が許せば、資産の評価と同時に貨幣価値の低落を考慮に入れて考へてもいいと思ふ。その点はどうか伺ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 非常に私は、將來に互る大まかな議論としては、確かに木内さんのような見方が一つの有力な見方になるのではないかと思ふのですが、ただ現在のところ、私共といたしましては、やはり昭和二十五年度的な率なり、控除はこれをどうするかということが問題にならざるを得ない。税のシステムとしては成るべく長く続く考へ方をしておるが、差當つて控除とか税率については、飽くまでも二十五年度的のやつをどうする

